

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画

# 東埼玉資源環境組合地球温暖化対策実行計画

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

令和2年（2020年）4月

東埼玉資源環境組合

改訂事項記録欄

日 付	改訂理由	作成・改訂内容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

# 目次

<b>第1章 基本的事項</b>	
1 計画目的 .....	1
2 計画期間.....	2
3 対象範囲 .....	2
4 対象とする温室効果ガス.....	3
<b>第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標</b>	
1 温室効果ガス排出量の基準値.....	4
2 温室効果ガスの排出状況.....	4
3 削減目標.....	7
<b>第3章 具体的な取組</b>	
1 直接的な取組・行動.....	8
2 間接的な取組・行動.....	9
<b>第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表</b>	
1 推進体制.....	10
2 点検体制.....	11
3 進捗状況の公表.....	11

# 第1章 基本的事項

## 1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

一方、当組合では第二工場ごみ処理施設の本格稼働に伴い、新たに「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」や「埼玉県地球温暖化対策推進条例」の特定事業者に指定されるなど、温対法以外の法令にも適切に対応することが求められている。

これらを踏まえ、温対法に基づく温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行うとともに、関連する法令との整合を図り、一体的に地球温暖化対策を推進することを目的とする。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

**第二十一条** 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9（略）

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12（略）

資料1 地球温暖化対策推進法

### 地方自治法（抜粋）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

**第二百九十二条** 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

資料2 地方自治法

## 2 計画期間

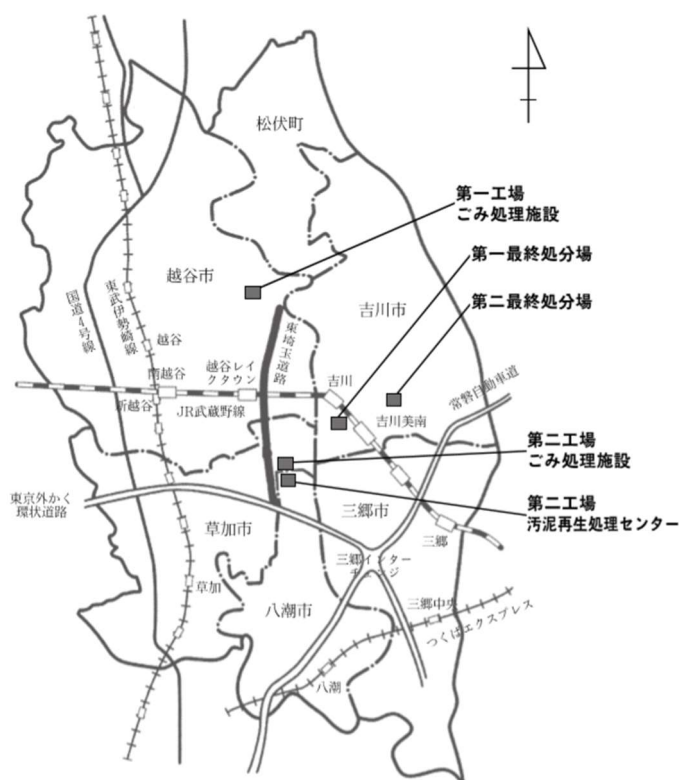
実行計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、組合を取り巻く環境や今後の社会情勢の変化等を考慮して、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 3 対象範囲

実行計画の対象は、組合が行う全ての事務事業とし、委託事業を含めた全ての施設とする。

（対象施設一覧）

施設名・住所
第一工場ごみ処理施設 越谷市増林三丁目2番地1
第二工場ごみ処理施設 草加市柿木町107番地1
第二工場汚泥再生処理センター 八潮市大字八條681番地1
第一最終処分場 吉川市美南二丁目6番地2
第二最終処分場 吉川市大字高久666番地1



## 4 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス排出量の算定対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で対象としている以下7物質のうち、組合で主に排出される3物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）とする。

図表2 温室効果ガスの種類

算定対象	種類	主な発生源等
○	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用、化石燃料の燃焼や廃棄物の焼却など
○	メタン (CH <sub>4</sub> )	化石燃料の燃焼、廃棄物の埋立処分、下水・し尿等の処理など
○	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	廃棄物の焼却、下水・し尿等の処理など
-	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	プラスチック製造における発泡剤の使用など
-	パーフルオロカーボン (PFC)	アルミニウムの製造など
-	六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変圧器電気機械器具の使用など
-	三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体の製造など

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1 温室効果ガス排出量の基準値

実行計画における温室効果ガス排出量の基準値は、第二工場ごみ処理施設が稼働を開始し、第一工場ごみ処理施設との2工場体制となった平成28年度（2016年度）の値とする。

温室効果ガス排出量の基準値は、115,196 t-CO<sub>2</sub>（平成28年度）である。

### 2 温室効果ガスの排出状況

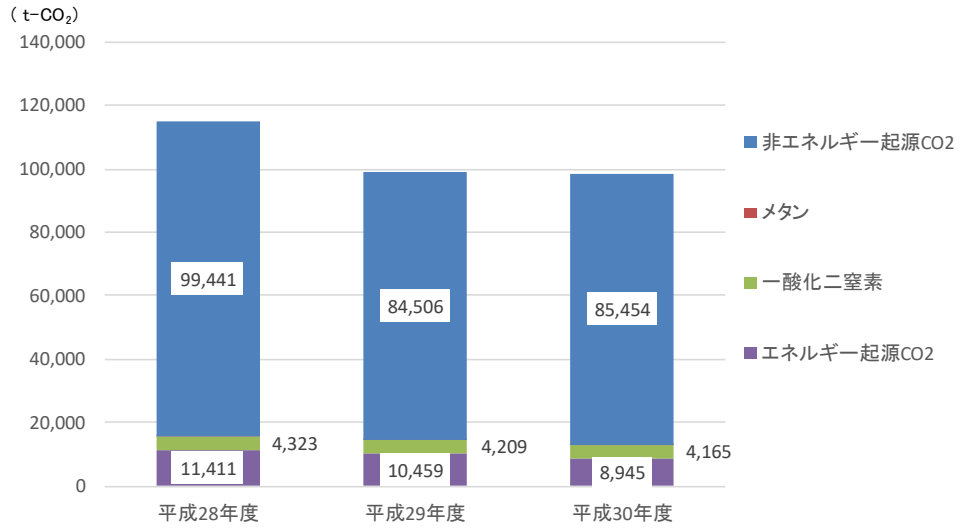
組合が排出する温室効果ガスには、エネルギー起源のもの（主に石炭コークスや灯油の使用によるもの）と、非エネルギー起源のもの（廃棄物の焼却によるもの）があり、平成30年度（2018年度）は、エネルギー起源のものが約9%、非エネルギー起源のものが約91%となっている。

組合では、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を継続的に実施しており、これにより平成30年度の温室効果ガス排出量は98,584 t-CO<sub>2</sub>で、第二工場ごみ処理施設の稼働を開始した平成28年度と比較すると14.4%削減することができた。

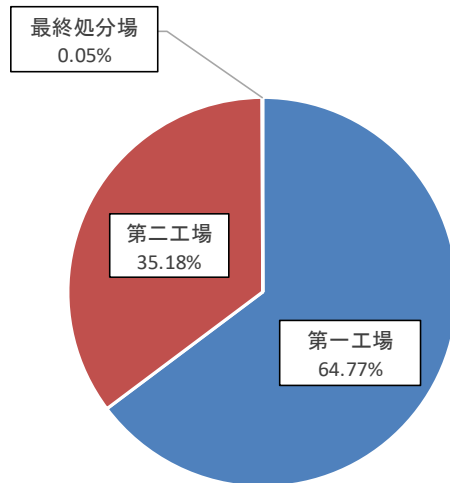
図表 3 要因別の温室効果ガス排出状況

区分	要因	要因状況 排出活動等	排出量 (CO <sub>2</sub> 換算、t-CO <sub>2</sub> )			
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	構成比
エネルギー 起源	二酸化炭素	電気の使用	129	320	376	(9.1%)
		ガソリンの使用	5	5	5	
		灯油の使用	2,348	1,340	842	
		軽油の使用	32	35	32	
		石炭コークスの使用	8,886	8,750	7,686	
		都市ガスの使用	11	9	4	
	(A) エネルギー起源合計		11,411	10,459	8,945	9.1%
非エネルギー 起源	二酸化炭素	廃棄物の焼却	99,441	84,506	85,454	(86.7%)
	メタン	廃棄物の焼却	6	6	6	(0.0%)
		工場排水処理	4	4	4	
		し尿処理	11	11	10	
		車両の走行	0	0	0	
		小計	21	21	20	
	一酸化二窒 素	廃棄物の焼却	4,214	4,099	4,057	(4.2%)
		工場排水処理	6	6	6	
		し尿処理	103	104	102	
		車両の走行	0	0	0	
		小計	4,323	4,209	4,165	
(B) 非エネルギー起源合計		103,785	88,736	89,639	90.9%	
(A+B) 排出量合計			115,196 【基準値】	99,195	98,584	100.0%
削減率 (平成 28 年度比)			—	▲13.8%	▲14.4%	

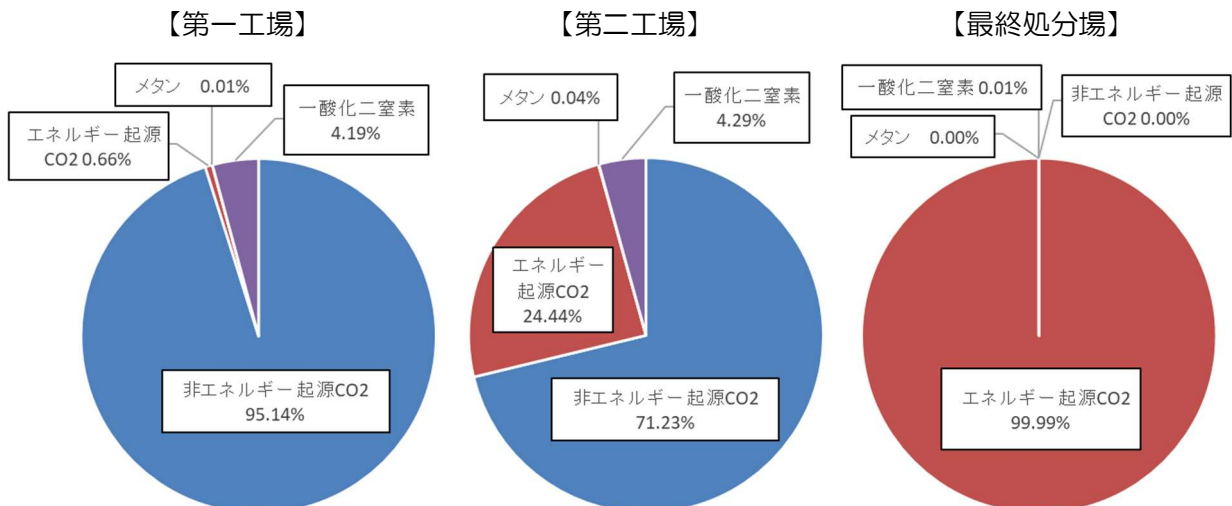




図表 4 温室効果ガス排出量の推移



図表 5 平成 30 年度 施設別の温室効果ガス排出割合



図表 6 平成 30 年度 対象ガス別の温室効果ガス排出割合（対象施設毎）

### 3 削減目標

実行計画の削減目標は、計画期間最終年度の令和 6 年度（2024 年度）までに基準値（平成 28 年度）から 15%削減することを目標とする。

図表 7 削減目標

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

区分	基準値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標年度排出量				
		令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
温室効果 ガス 排出量	115,196	98,377	98,262	98,146	98,031	97,916
		▲14.6%	▲14.7%	▲14.8%	▲14.9%	▲15.0%

※令和 2 年度（2020 年度）は、令和元年度（2019 年度）分を加え▲14.6%とした。

#### 【 目標設定の考え方 】

組合における温室効果ガス排出量は、第二工場ごみ処理施設が本格稼働した平成 28 年度（2016 年度）比で、平成 30 年度（2018 年度）14.4%減となっており、これまでの排出量削減に向けた取組の成果が上がっているといえる。

組合が排出する温室効果ガスのうち、エネルギー起源によるものは全体の約 1 割となっているが、これについては、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」において、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均 1%以上低減させることが求められており、より効率的にエネルギーを使用していく必要がある。また、非エネルギー起源のものは全体の約 9 割を占めるが、これらの削減には、焼却する廃棄物の中で特にプラスチック類の低減が重要であり、そのためには組合市町の住民及び事業者の継続的な取組が不可欠である。

組合においては、これらを総合的に削減するための取組・行動が必要になることから、法令に基づくエネルギー消費原単位の削減目標をクリアしつつ、これまでの削減状況も踏まえて、取組全体としては温室効果ガス排出量を毎年度 0.1%削減し、令和 6 年度までに基準値から 15%削減することを目標とした。

## 第3章 具体的な取組

### 1 直接的な取組・行動

#### (1) 一般廃棄物焼却量及び廃プラスチック焼却量の削減等 (非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>)

- ① 一般廃棄物搬入量の減量を図るため、組合市町と連携し、住民・事業者へ啓発・情報提供を行う。
- ② 可燃ごみに含まれる割合が多い「雑がみ」のごみ分別強化について、組合市町と連携を図り推進する。
- ③ 事業系廃棄物の適正処理・適正分別を図るため、「廃プラスチック類」をはじめとする産業廃棄物や不燃物の混入防止の徹底について、組合市町と連携し、下記事業を推進し、搬入事業者や排出事業者へ周知を図る。
  - ・ ごみ投入検査機を活用し、不適切廃棄物の持ち帰り等の実施を継続する。
  - ・ 不適切廃棄物の削減のため、事業者を対象とした説明会等を実施する。
- ④ 組合市町と連携を図り、公共下水への接続を推進することにより、し尿・浄化槽汚泥の搬入量を削減する。

#### (2) 電気使用量の削減 (エネルギー起源 CO<sub>2</sub>)

- ① プラント設備・機器類はインバーター化など省エネ型を活用し、電力を可能な限り使用しない事業形態の検討を行う。
- ② 使用していないOA 機器は電源を切り、パソコンは省エネモードに設定する。
- ③ JIS 規格範囲内での照度を確保しつつ間引き照明に努めるとともに、LED 照明への切り換えを推進する。
- ④ 管理棟エレベーターは、業務に支障のない範囲で停止に努める。
- ⑤ 庭園灯・駐車場灯は、安全に支障のない限り消灯する。
- ⑥ 事務室内空調・電化製品の設定を省エネモードに設定する。
- ⑦ 職員は冷暖房の使用を控え、クールビズ・ウォームビズを励行する。

#### (3) 燃料使用量の削減等 (エネルギー起源 CO<sub>2</sub>)

- ① 作業用車両用燃料の使用量を可能な限り削減し、化石燃料から天然ガス、バイオコークス等への転換を検討する。

#### (4) 低炭素電力事業者の活用

- ① 電力の供給事業者を変更する際は、CO<sub>2</sub> 排出係数の低い電力事業者の選択に努める。
- ② 太陽光発電設備を活用し、再生可能エネルギーによる電力の確保に努める。

## 2 間接的な取組・行動

### (1) 啓発活動

- ① 地球温暖化対策への理解を深め、ごみ減量及び資源化促進を図るため、組合市町と連携し、住民・事業者への意識啓発を行う。また、ホームページや広報、イベントを通じて積極的な情報発信を行う。
- ② 環境学習の推進を図るため、ホームページにおいて子ども向けコンテンツの充実を図るとともに、管内小学校等の工場見学を積極的に受け入れる。また、幅広い世代にも環境学習の機会を提供できるよう、一般団体の見学受け入れも随時行う。

### (2) 紙・プラスチック製品の使用量削減

- ① ペーパーレス化を推進するため、必要な機器・ソフトウェアの充実を図る。
- ② 資料作成時、両面コピーや縮小コピーを徹底し、使用枚数を削減する。
- ③ プラスチックごみの削減を推進するため、会議用飲料等は支障のない範囲でアルミ缶又は再生プラスチックを使用した製品を購入する。
- ④ 組合が提供する啓発用品や記念品などは、プラスチック製品の使用を極力抑制する。
- ⑤ 職員は、マイボトル、マイカップ等を使用するなど、脱プラスチックに向けて率先して取り組む。

### (3) 環境配慮物品購入の推進

- ① エコマークやグリーンマーク等の表示がある環境配慮物品を積極的に購入する。
- ② 調達した物品等の長期的かつ適正な使用により、調達総量の削減に努める。

### (4) 作業車・公用車の適正使用等

- ① 作業車・公用車は低燃費車及び低公害車を優先して使用し、点検・整備を十分に行い、省エネモードの活用や効率的な運転に努める。

### (5) 施設内の緑地保全

- ① 緑地の適切管理を行い、緑地面積の維持を図る。

### (6) 環境に配慮した工事

- ① 工事で使用する重機等について、低燃費・低騒音型指定機種を優先して採用する。
- ② 建設機器等の使用に際しては、適正な整備と適切な運転に努める。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

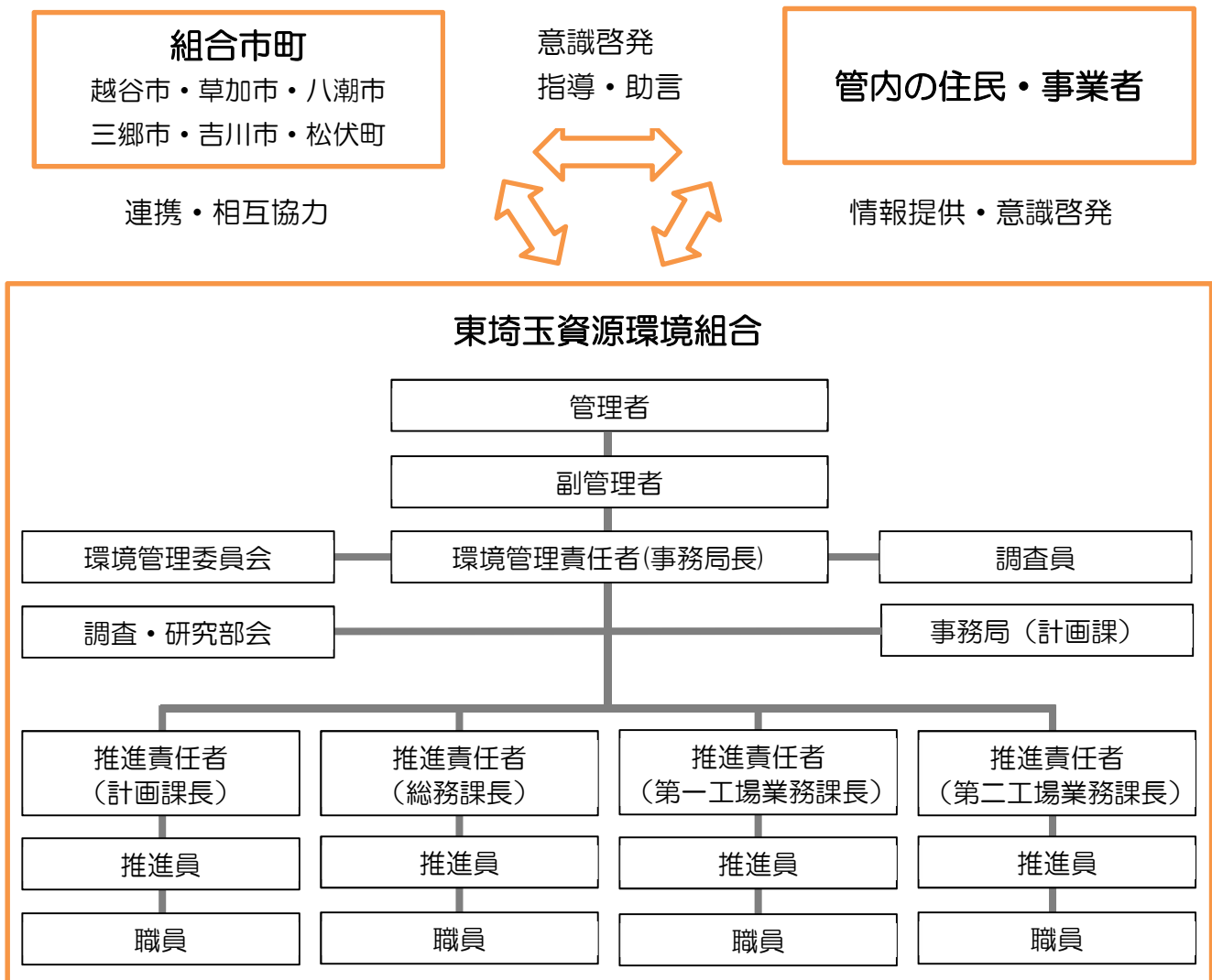
### 1 推進体制

実行計画の推進体制は、環境マネジメントシステムに準じ、東埼玉資源環境組合環境管理委員会の仕組みを活用する。

この委員会においては、可燃ごみ搬入量や汚泥再生処理量、発電量や近隣施設への熱供給量などの報告が行われ、処理・運用についての議論をすることができる。したがって、実行計画を推進していく上で不可欠な情報・知識について、職員及び運転管理委託業者が共有することができる。

また、組合を構成している5市1町との連携については、東埼玉資源環境組合事務連絡協議会を通じて、相互協力を図る。

さらに、管内住民・事業者へごみ減量等を促進するため、ホームページ等を通じた周知・啓発を図る。



図表8 推進フロー

## 2 点検体制

事務局は、環境管理委員会において、環境マネジメントシステムに準じ、定期的に進捗状況の把握及び点検評価を行う。

## 3 進捗状況の公表

実行計画の実施状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、環境管理委員会での報告後、環境マネジメントシステムに基づく取組状況として、ホームページ等を通じて公表する。